

○さいたま市高速鉄道東京7号線整備基金条例

平成13年5月1日

条例第103号

(設置)

第1条 高速鉄道東京7号線の建設促進に要する資金を積み立てるため、さいたま市高速鉄道東京7号線整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）をもってこれを定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市高速鉄道東京7号線整備基金条例（平成3年浦和市条例第4号）の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。